

<賃貸借>

- 貸付期間が満了しても、自動的に契約は終了せず、賃貸借契約は法定更新されます。 解約し、農地の返還を受けるには、農地法 18 条に基づく許可や合意解約等が必要です。
- 賃借人が死亡した場合、賃借権は相続人に相続され、賃貸借契約は継続されます。賃借人が死亡した場合は、賃借人の相続人に権利義務が相続され、賃貸借契約は継続されます。
- 賃貸借の解除をする場合は、賃貸人と賃借人で合意し、農地引渡し期限の 6 ヶ月以内に、農地法第 18 条第 6 項に基づく合意解約の通知書を農業委員会まで提出してください。

記入例

農地法第 18 条第 6 項に基づく合意解約の通知書

合意による解約をした日の翌日  
から起算して 30 日以内に通知

令和 4 年 4 月 1 日

(あて先) 姫路市農業委員会会長

賃貸人 住所 姫路市安田〇丁目〇〇番地

(地主) 氏名 貸主 太郎

印

賃借人 住所 姫路市船津町××××番地

(小作) 氏名 借田 次郎

実印

農地の賃貸借の解約について当事者が合意しましたので、次のとおり (死亡している場合)

農地法第 3 条  農業経営基盤強化促進法 (利 姫路市船津町〇〇〇番地 (相続人の住所)  
(亡) 借田 次郎

1 合意により賃貸借を解約した土地

相続人 借田 花子 (続柄: 子)

(姫路市)所	在	地番	地目	面積(m <sup>2</sup> )	契約の始期	解約前の賃借料
船津町字カシチ		9999-1	田	1,000	平成12年4月1日	〇〇,〇〇〇円
以下余白					不明な場合は、省略可	

2 解約の内容

- (1) 合意の日 令和 4 年 3 月 15 日
- (2) 解約の日 令和 4 年 4 月 1 日
- (3) 土地引渡しの時期 令和 4 年 4 月 1 日
- (4) 条件 なし

3 参考となる事項 ※以下①~③について、該当するものに○印をつけてください。

① 解約にともなう離作補償について

- 無償 2. 代替地の貸付 3. 離作料金の支払い 4. 貸付地の一部無償譲渡

② 解約等の理由

- 賃貸人の主導 1. 労力増加 2. 規模の拡大 3. 期間満了
- (所有者) 4. 分家のため 5. 転用のため 6. その他
- 賃借人の主導  7. 農業廃止 8. 経営規模を縮小 9. 高齢化
- (耕作者) 10. 労力が不足 11. 耕作に不便 12. その他

③ 解約後の土地利用 1. 宅地などに転用  2. 所有者にて自作 3. 農地で売却または貸付